

第1号議案

屋外広告物に係る規制の一部見直しについて

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

平成28年1月15日

栃木県景観審議会会長 三橋 伸夫

栃木県屋外広告物条例第 30 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

屋外広告物に係る規制の一部見直しについて

- (1) 「観光振興」「地域振興」を目的とした一定期間のイベント・キャンペーンに係る屋外広告物について規制の見直しを行うこと。
- (2) 「のぼり旗」について、「自己の営業所等に設置するもの」に限り、表示できる期間の見直しを行うこと。

2 理由

- (1) 「地方創生」や「東京オリンピック」を見据えたオール栃木での発信力強化が求められていることを踏まえ、一定期間のイベント・キャンペーンに係るものについて、公共的団体や民間が掲出する場合にも、国又は地方公共団体と同等の取扱いとなるよう見直しを行うものである。
- (2) 日常的に管理が行われているものであり、劣化による景観への影響や安全管理上の支障がないものと思われるため、耐久性及び活用需要に見合った見直しを行うものである。

平成 28 年 1 月 15 日

栃木県知事 福田 富一